

金銭・有価証券の預託、記帳および振替のご契約について

オリエント証券株式会社

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様からお預りする金銭や有価証券のお取扱いの概要等を記載してお渡しするものです。熟読され内容を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。また、ご不明な点は、口座開設前に担当者までご確認ください。

当社では、お客様からお預りした金銭および有価証券は、法令に従って当社財産と分別して保管しております。また、券面が発行されない有価証券は、法令に従って当社財産と分別し、記帳および振替を行っております。

手数料等の概要について

有価証券や金銭のお預りに際しての料金は無料です。

このご契約は、クーリング・オフの対象外です。

お申込みいただいた証券総合口座の開設について、クーリング・オフは適用されません。

金銭・有価証券の預託、記帳および振替のご契約の概要

お客様からお預りした金銭および有価証券につきましては、法令に従って当社の固有財産と分別して保管しております。

お預りした金銭は、約款に従って原則として自動的にMRF（マネー・リザーブ・ファンド）で運用されます。お預りした有価証券は、原則として当社または当社の委託先で保管します。券面が発行されない有価証券につきましては、振替決済口座への記帳および振替により管理されます。

詳細は証券総合口座の約款・規定集をご確認ください。

ご契約の終了について

当社の証券総合口座取引約款に掲げる以下の事由に該当した場合にこの契約は解約されますが、その主なものは次のとおりです。

- (1) お客様が当社所定の方法により解約を申し出られたとき
- (2) お客様が約款の変更に同意されないとき
- (3) お預り残高がないまま当社所定の期間が経過したとき
- (4) お客様が反社会的勢力に該当すると認められるとき

この契約を解約されたときは、当社所定の方法により、お預り有価証券および金銭を返還いたします。お預り有価証券のうち原状による返還ができないものについては、お客様のご指示により決済、換金し、その代金を返還します。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社は、金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業およびこれに付随する業務を行います。主な業務の内容および方法の概要は以下のとおりです。

<主な業務の内容>

- ・ 株式などの上場有価証券、株価指数などの上場先物・オプション取引の売買注文の取次ぎ業務
- ・ 投資信託受益証券、個人向け国債などの募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い業務
- ・ 有価証券の売買業務
- ・ お取引に伴う金銭および有価証券の預託、振替などの管理業務

<業務の方法の概要>

- ・ お取引に当たっては、証券総合口座または保護預り口座をご開設ください。
- ・ お買付の場合は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部または相当額を前受金としてお預かりし、ご注文をいただきます。
- ・ ご売却の場合は、信用取引を除き、お客様の口座に残高がある証券のみ売却注文をいただきます。
- ・ ご注文が成立した場合には、「取引報告書」を郵送または電磁的方法によりお客様にお渡しいたします。また、お取引がある場合は 3 ヶ月に 1 回以上、お客様の期間内のお取引内容と残高を記載した「取引残高報告書」を郵送または電磁的方法によりお客様にお渡しいたしますので、内容を速やかにご確認ください。

当社の概要等

商号等	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 54 号 オリエン特証券株式会社
本店所在地	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-3-6 ワカ末ビル 9 階
資本金	8 億 3,820 万円（2008 年 12 月末現在）
設立年月	平成 12 年 6 月 20 日
主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行
ホームページ	http://www.orient-sec.com
連絡方法	電話：03-3272-1050（代表）03-3272-1051（営業代表） Fax：03-3272-1055 E-mail：info@orient-sec.com
加入協会	日本証券業協会

以上